

新型コロナウイルス感染症発生時の
鳥取市教育福祉振興会管理施設の対応方針について

1 対象施設

【管理運営中の施設】 9施設

- ・鳥取市福祉文化会館
- ・国府町体育館
- ・鳥取市武道館
- ・鳥取市千代テニス場
- ・鳥取市城北テニス場
- ・鳥取市文化センター
- ・鳥取市民会館
- ・国府町コミュニティセンター
- ・鳥取市農村勤労福祉センタープール

2 対象施設の対応について

(1) 職員が感染者となった場合

- ・該当施設は、施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては、濃厚接触者（施設職員等）の陰性確認など、感染のおそれのない運営環境を要件とする。
- ・当該職員及びその他職員は、管轄保健所の指示に従う。

(2) 職員の同居の家族が感染者となった場合

- ・臨時休館の措置はとらず、当該職員は自宅待機とし、管轄保健所の指示に従う。

(3) 施設利用者及び立入業者の感染を確認した場合

- ・感染者が発症2日前以降に使用した施設は、施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては、濃厚接触者（施設職員等）の陰性確認など、感染のおそれのない運営環境を要件とする。

(4) 鳥取県東部で鳥取県版新型コロナ警報の警報以上が発令された場合

- ・各施設の状況に応じて、定員の減員など利用制限を行う。

(5) 他の都道府県に緊急事態宣言が発令されている場合

- ・該当地域への往来や、該当地域から来た人との接触を控える。

3 適用期間

令和3年1月4日から、当面の間とする。状況を見ながら期間の延長について判断する。

4 現在の施設管理状況

- ・施設の手すり、スイッチほか要所消毒実施。
- ・手指消毒励行、マスク着用での利用を徹底中。
- ・可能な限り、室内の換気を実施中。
- ・利用者の連絡先把握に努める。
- ・自主事業や大規模イベント利用については、国・県のガイドラインに沿って、感染拡大防止対策が可能な場合は実施。
- ・鳥取市コロナシグナルがオンの場合は、感染が確認された日の次の日から起算して1週間を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止または延期とする。ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合は除く。